

論点の検討

(郵便料金に係る制度の在り方について②)

令和7年2月21日
郵便料金政策委員会
事務局

- 第7回委員会では、以下の論点のうち「**郵便事業における収支相償**」及び「**料金に係る規制等（規制の方向性等）**」について検討を行った。
- 本日は、以下の論点のうち、「**料金に係る規制等（規制の対象範囲等）**」について検討を行う。

1 論点

（1）郵便事業を取り巻く経営環境等が変化する中での郵便料金に係る制度の在り方

① 郵便事業における収支相償について

② **料金に係る規制等**について

（2）透明性・適正性のある郵便料金の算定の在り方

① 算定基準等について

（3）その他必要と考えられる事項

① 一般信書便役務に関する料金規制について

2 これまでの実施状況等



第7回委員会で検討した論点に対する主な意見等

<全体>

- 今回の論点について事務局の取りまとめた方向性に賛成。

<「論点（１）－① 郵便事業における収支相償について」に対する意見>

- 郵便事業における収支相償を見直して、より柔軟な経営判断ができるようにすべきという点は賛成。
- 他事業の収支等をどう考えるかに関して、「郵便事業」の原価及び利潤に基づいて郵便料金の適正性を判断するという事務局の整理に異存はない。

<「論点（１）－② 料金に係る規制等について」に対する意見>

- プライスカップ制度を採用しないという点に関して賛成。現在の日本の郵便事業のように赤字基調であるところに導入すると、継続的に赤字を計上させ続けるような制度になりかねない。これを改善するためにX値を調整することも考えられるが、かなり複雑な制度設計になる。
- 制度の方向性として上限認可制度を目指すという事務局の提案に賛成。



第7回委員会を踏まえた方向性（案）

<論点（１）－① 郵便事業における収支相償について>

- 「郵便事業における収支相償」の規定を見直し、会社全体の経営状況や営業損益に与える影響等を考慮し、料金改定の要否について日本郵便の判断の余地を拡大する方向で検討を行うことが望ましい。
その一方で、利用者保護を図るため「不当に高額な郵便料金の設定の防止」の観点での規制は引き続き必要ではないか。
- 郵便料金設定に関する規制においては、今後も「郵便事業」の原価・利潤に基づいて適正性を判断する制度とすることが望ましい。

<論点（１）－② 料金に係る規制等について>

- 具体的な料金規制の方向性については、不当に高額な郵便料金の設定の防止の観点から、上限料金による規制は維持しつつ、より主体的・機動的に上限料金を設定できるよう、総務省令で上限を設定することとしている現行制度を見直し、例えば「上限認可制度」のような日本郵便の発意に基づいて上限料金の設定等の手続を行う制度の導入を検討することが適当。

（※）制度の検討に当たっては、鉄道事業の上限認可制度（上限料金の認可の際に、「能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを超えないものであるかどうか」を審査する制度としており、不当に高額な料金設定を防止する一方で、必ずしも収支相償することまでは求めていない）も参考となる。

次回以降の委員会での論点に対する主な意見等

＜「論点（２）透明性・適正性のある郵便料金の算定の在り方（算定基準等）」に対する意見＞

- 原価算定においては、物価の伸びや人件費の高騰を反映することが必要であり、上限認可にあたっては、「適正原価＋適正利潤」より少し余裕を持たせたものでなければ、必要な設備投資資金の確保など長期的な経営の安定が図れない。プラスアルファの何らかの余裕を持たせることにより、日本郵便が料金にバリエーションをつけることができる余地を認める制度にすべきではないか。
- 料金の上限の設定に関する意見について、物価の上昇率や人件費の見通し等、合理的な説明がつく範囲で盛り込むことは賛成であるが、それを超えて、総括原価で説明がつかないような閾値に上限を設定することは、慎重に考えた方がいいのではないか。
- 原価概念の考え方には幅がある。光ファイバーの接続料金制度なども参考に、将来予測を一部反映した原価概念とすることで、これまでの議論の内容について説明可能な料金算定ルールになると思う。
- 上限値を設定する工夫は行わなければいけないと思っており、これがどのような根拠に基づくのかという点については今後の議論に委ねられると思う。
- 郵便事業と荷物事業は特に共通した部分が多いように思うため、この部分の配賦等をどう適正に設定していくかについては、今後慎重な検討が必要ではないか。その際、現行の配賦の取扱いを必要に応じてどのように見直し、適正な原価配賦の在り方を決めるかというのは、非常に重要な論点。
- 上限認可制度のデメリットである「効率化努力のインセンティブが働きにくい」という点に関して、制度としてどのように考えていくか。鉄道事業等で行っているヤードスティックのようなものは、郵便事業の特殊性を考えると馴染まないと理解しており、このインセンティブをどのような形で組み込むかについても、今後慎重に検討する必要がある。
- 原価を計算した上で機動的に日本郵便が判断した結果、郵便料金がどんどん上がっていくような状況になった場合に、一般の消費者が郵便を利用しにくくなるのであれば、とても残念に思うため、日本郵便において様々な工夫をしていただくことも大切だと思う。
- 今後の料金改定の際には、料金を一気に上げるのではなく、その都度説明いただいた上で段階的かつ小幅な値上げとしてほしい。

論点(1)－② 料金に係る規制等について

本日の検討事項

- 上限料金による規制を維持しつつ、主体性・機動性を高める制度とすることを前提に、**規制の対象となる範囲**（現在、認可制となっている**第三種・第四種郵便物に係る料金規制**も含む）や**その他制度見直しに当たって留意すべき点**について検討を行う。

○郵便法(昭和22年法律第165号)

(料金)

第六十七条 会社は、総務省令で定めるところにより、郵便に関する料金(第三項の規定により認可を受けるべきもの及び第五項の規定により届け出るべきものを除く。)を定め、あらかじめ、総務大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の料金は、次の各号のいずれにも適合するものでなければならない。

- 一 郵便事業の能率的な経営の下における適正な原価を償い、かつ、適正な利潤を含むものであること。
- 二 第一種郵便物及び第二種郵便物の料金の額が配達地により異なる額が定められていないこと(会社の営業所においてその引受けを行う郵便物であつて、その送達に際し会社の区分営業所(主として郵便物の区分を行う営業所をいう。第四項第一号において同じ。)間の運送を要しない郵便物の料金を除く。))。
- 三 第一種郵便物(郵便書簡を除く。第四項第二号において同じ。)のうち大きさ及び形状が総務省令で定める基準に適合するものであつて、その重量が二十五グラム以下のもの(次号において「定形郵便物」という。)の料金の額が、軽量の信書の送達の役務が国民生活において果たしている役割の重要性、国民の負担能力、物価その他の事情を勘案して総務省令で定める額を超えないものであること。
- 四 郵便書簡及び通常葉書の料金の額が定形郵便物の料金の額のうち最も低いものより低いものであること。
- 五 国際郵便に関する料金の額が郵便に関する条約の規定に適合するものであること。
- 六 定率又は定額をもつて明確に定められていること。
- 七 特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。

3 会社は、第三種郵便物及び第四種郵便物の料金を定め、総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 4 総務大臣は、前項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の認可をしてはならない。
- 一 配達地により異なる額が定められていないこと(会社の営業所においてその引受けを行う郵便物であつて、その送達に際し会社の区分営業所間の運送を要しない郵便物の料金を除く。)
 - 二 同一重量の第一種郵便物の料金の額より低いものであること。
 - 三 定率又は定額をもつて明確に定められていること。
 - 四 特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。
- 5 会社は、総務省令で定めるところにより、郵便に関する料金(第一種郵便物、第二種郵便物、第三種郵便物及び第四種郵便物の料金を除き、郵便事業の収入に与える影響が軽微な料金のうち総務省令で定める料金に限る。)を定め、あらかじめ、又はその実施後遅滞なく、総務大臣に届け出なければならない。これを変更するときも、同様とする。
- 6 第二項(第一号から第四号までを除く。)の規定は、前項の料金について準用する。
- 7 会社は、総務省令で定めるところにより、郵便事業の収支の状況を総務大臣に報告するとともに、公表しなければならない。

(料金等の変更命令)

第七十一条 総務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、会社に対し、郵便に関する料金、郵便約款又は郵便業務管理規程を変更すべきことを命ずることができる。

(審議会等への諮問)

第七十三条 総務大臣は、次に掲げる場合には、審議会等(国家行政組織法(昭和二十三年法律第百二十号)第八条に規定する機関をいう。)で政令で定めるものに諮問しなければならない。

- 一 第六十七条第三項、第六十八条第一項又は第七十条第一項の規定による認可をしようとするとき。
- 二 第六十七条第二項第三号又は第七十条第三項第二号から第四号までの総務省令を制定し、又は改廃しようとするとき。
- 三 第七十一条の規定による命令をしようとするとき。

【規制の対象となる範囲】

- 現行制度において、上限料金による規制を設けているものは以下のとおり。(①、②は事前届出制、③は認可制)
 - ① 25g以下の定形郵便物については、総務省令（郵便法施行規則）で料金の上限額を設定＜郵便法第67条第2項第3号＞
 - ② 郵便書簡(※1)及び通常葉書の料金は定形郵便物の料金の額のうち最も低いものよりも低いこと＜郵便法第67条第2項第4号＞
 - ③ 第三種・第四種郵便物の料金は同一重量の第一種郵便物よりも低いこと＜郵便法第67条第4項第2号＞

(※1)第一種郵便物の1つで料額印面が付いた封筒と便せんが一体化したもの。約款で規格等(全体重量が25gを超えない範囲で物の封入可能等)を規定。

＜軽量の信書に係る上限規制について＞

- 上記のうち、まず、①、②については、主に以下のような趣旨から規定が設けられたと考えられる。

- 信書の送達の役務は、国民の社会経済活動の中で、隔地者間の意思の表示又は事実の通知を書面により伝達する手段として広く利用されており、あまねく公平な提供を確保する必要があるところ、特に25g以下の軽量の信書の送達の役務は、利用の大宗(約8割(※2))を占め、国民生活において重要な役割を果たしているため、当該役務に係る料金については、国民に与える影響を考慮する必要があるといった観点から、上限料金が設けられた。
 - また、特に、②の郵便書簡及び通常葉書については、封筒・便せんを使用せずに簡便に差し出すことができる郵便物として広く利用されており、特に通常葉書(年賀も含む)については、全取扱通数の約4割(※2)を占める郵便物であったこと等から、定形郵便物よりも低廉な料金とされた。(※2)公社化(平成15年)の検討時点での割合。
- この点、郵便物数は継続的に減少しているものの、郵便事業（信書の送達の役務）が国民生活の向上等にその役割を果たしていくことは引き続き重要であり、特に25g以下の軽量の信書の送達の役務は、現在も利用の大宗（約8割(※3)）を占めていることも踏まえると、当該役務に係る料金については、引き続き、国民生活や社会経済に与える影響を考慮する必要があると考えられる。
また、②の郵便書簡及び通常葉書についても、簡便に差し出すことができる郵便物であることに変わりはなく、特に葉書については、年賀等も含めると、現在も全取扱通数の約4割を占める状況に変化はない。

(※3)第一種郵便物(25g以下の定形郵便物及び郵便書簡に限る)及び第二種郵便物(年賀等含む)の全取扱通数に占める割合(一部推計値を含む)。

⇒ 上記を踏まえると、まず、25g以下の定形郵便物については、p 2の方向性(案)でも取りまとめているとおり、上限料金による規制は維持しつつ、より主体的・機動的に上限料金を設定できるよう、日本郵便の発意に基づいて上限料金の設定等の手続を行う制度の導入を検討することが適当ではないか。

また、郵便書簡及び通常葉書の料金についても、引き続き上限料金による規制の対象とすることが適当ではないか。その際、現行の規制も参考にしつつ、定形郵便物の料金の額のうち最も低いものよりも低廉な料金とすることを担保する制度とすることが望ましいのではないか。

(単位：千通)

区別			引受通数	郵便物に占める割合
第一種郵便物	定形郵便物	25g以下		
		50g以下		
	定形外郵便物			
	郵便書簡			
	第一種郵便物 計		7,084,854	52.2%
第二種郵便物（年賀・選挙含む）			5,779,260	42.6%
第三種郵便物			152,020	1.1%
第四種郵便物			13,301	0.1%
特殊取扱			525,220	3.9%
内国 計			13,554,657	99.8%
国際郵便物（差立）			23,032	0.2%
郵便物 計			13,577,689	100%

(※1) 定形郵便物及び定形外郵便物の区別については、日本郵便において公表していないが、日本郵便社内で把握している通数を記載。

(※2) 定形郵便物の重量帯別の通数については、日本郵便社内システムにおいて定形郵便物としての引受情報が登録されているものの割合で、定形郵便物全体の通数を按分して算出。

(※3) 日本郵便社内で把握している定形郵便物の通数には、郵便書簡の通数も含んでいるが、郵便書簡単体の引受通数を把握していないことから、郵便書簡の引受通数については、販売枚数(令和5年度)を記載し、日本郵便社内で把握している定形郵便物の通数から郵便書簡の販売枚数を除いたものを定形郵便物の通数として記載。

(※4) 年賀には、年賀葉書(99.6%)のほか年賀封書(定形郵便物のみ。0.4%)を含んでいるが、便宜上、全通数を第二種郵便物に含んで計算。

(※5) 選挙は、公職選挙法第142条に規定する通常葉書を指す。

(※6) 特殊取扱の通数については、複数の特殊取扱が付加されたものについても1通とカウント。

(※7) 国際(差立)には、特殊取扱の通数も含む。

(※8) 四捨五入の関係で、計数が不一致の場合あり。

<第三種・第四種郵便物の料金規制について>

- 上述のとおり、現行制度では、第三種・第四種郵便物の料金については認可制となっており、その料金は同一重量の第一種郵便物よりも低廉な料金とすることが求められている。
- 上記の規制については、主に以下のような趣旨から設けられたと考えられる。

➤ 郵政民営化時に、郵便事業の経営の自由度を拡大する観点から、郵便料金は原則、事前届出制とされた。一方、第三種・第四種郵便物については、社会・文化の発展や、国民の福祉増進に貢献する物の郵送料を低廉にするという政策目的を達成するために、低廉な料金による提供が求められるものであり、民営企業に料金優遇の程度の判断を委ねることは適当でなく、優れて国の政策判断に委ねられる事項であることから認可制が継続され、同一重量の第一種郵便物よりも低廉な料金とすることとされている。
- この点、第三種・第四種郵便物について、現行の「料金認可制度」を見直し、今後、導入を検討する「上限認可制度」とする方向性も考えられる。その場合、実際の料金の設定は、届出手続が想定されるが、現行制度では「料金認可」のみで設定可能であるのに対し、「上限認可」と「料金届出」の二段階の手続が必要となり、必ずしも主体性・機動性を高めるという方向性に合致しないのではないか。

(料金認可制度と上限認可制度の比較)

	料金認可制度 <現行制度>	第三種・第四種に上限認可制度を導入する場合 <想定案>
規制の概要	➤ 第三種・第四種郵便物の 実際の料金の設定・変更を認可 (料金認可の要件として、第三種・第四種郵便物の料金は同一重量の第一種郵便物よりも低廉な料金とすることを規定)	➤ 第三種・第四種郵便物の 上限料金を認可 (上限認可の要件として、第三種・第四種郵便物の上限料金は <u>同一重量の第一種郵便物よりも低廉な料金とすることを規定</u>) ➤ (上限の範囲内で) 実際の料金の設定・変更を届出

- さらに、郵政民営化時に、他の郵便料金を原則事前届出制にした一方で、優れて国の政策判断に委ねられる事項として、第三種・第四種郵便物については認可制を継続することとした趣旨や、今日においても第三種・第四種郵便物は一定の利用があることを踏まえると、少なくとも現時点では、その時点における国の政策判断を得ずに料金変更が可能な制度へ見直しを行うことは適当とは言えないのではないか。(※1)

(※1)この点、委員やヒアリング事業者等からは、第三種・第四種郵便物の必要性や妥当性の検証等に係る意見もあったところ、この点については、利用動向等の定量的なデータをより把握すること等も必要であると考えられるため、本委員会では直接の検討項目とはしないものの、郵便サービスの持続的な提供に向けた今後の検討課題とすべきと考えられる。

⇒ 上記を踏まえると、現時点においては、第三種・第四種郵便物の料金規制は、引き続き「料金認可制度」とした上で、同一重量の第一種郵便物よりも低廉な料金とすることを担保する制度とすることが望ましいのではないか。

<その他の郵便物に係る規制について>

⇒ 25g以下の定形郵便物、郵便書簡、通常葉書及び第三種・第四種郵便物以外の料金については、**現行の届出制を維持することが望ましい**のではないかと。(※1)

(※1)25g以下の定形郵便物、郵便書簡、通常葉書及び第三種・第四種郵便物以外の料金については、届出制となっており、現行制度において特に上限料金による規制を設けておらず、現時点においてこれらを上限料金規制の対象とする理由は乏しい。また、それらの料金を上限料金規制の対象とした場合、規制強化となり、日本郵便がより主体的・機動的に対応可能な制度へ見直す方向性とも一致しない。

【今後の郵便事業を取り巻く経営環境等の変化への対応】

- 今後、郵便料金に係る制度を見直した場合であっても、郵便事業を取り巻く経営環境等については引き続き大きく変化していくことが想定される。
- 例えば、物価・人件費の大幅な変動や郵便物数の想定以上の変動、需要構成等の変化といった社会経済的な事情等の変化により、認可・届出の当時においては合理的であったものが、著しく不適当となり、郵便事業の適正な運営に支障が生じ、結果的に利用者の利益を阻害するような事態に陥ることも想定される。
- この点、上記のような事態に対応するため、現行制度においては、郵便法第71条により料金変更命令等が規定されている。

⇒ 今後も、上記の**料金変更命令等の規定は引き続き維持する必要がある**と考えられ、上限認可制度のような日本郵便の発意に基づいて上限料金の設定等の手続を行う制度を導入した場合においては、状況に応じて**上限料金の変更命令が可能な規定についても検討を行うことが望ましい**のではないかと。(※2)

(※2)この点、例えば、鉄道における旅客運賃等については、以下の規定が設けられている。

- ・ 運賃等の変更命令に係る規定(鉄道事業法第16条第9項)
- ・ 事業改善命令による上限運賃等の変更に係る規定(鉄道事業法第23条第1項第1号)

【透明性の確保】

- これまでの議論の中で、委員から「算定に用いた数字の一定の公開」及び「第三者による検証」といった手続の透明性に関する意見があったところ。
- この点、現行制度においては、郵便法第73条に審議会等への諮問が規定されており、
 - 25g以下の定形郵便物の上限料金を定める省令の制定・改廃（同法第67条第2項第3号）
 - 第三種・第四種郵便物の料金認可（同法第67条第3項）等については、審議会等への諮問が必要とされている。

⇒ 今後、総務省令で上限を設定することとしている現行制度を見直した場合においては、手続の透明性を確保する観点から、上限料金の設定の手続（上限料金の認可等）について、審議会等への諮問を要することとするのが望ましいのではないかと考える。

なお、仮に上限認可制度を導入した場合、上限の範囲内であれば届出で料金の設定・変更が可能な制度となることが想定されるが、当該届出については、現行制度において、届出料金を審議会等への諮問事項としていないこと等を踏まえると、諮問は不要と整理することが望ましいのではないかと考える。

＜参考＞ 第6回委員会における主な意見等

＜「論点(1)－② 料金に係る規制等について」に対する意見＞

- 料金算定に当たっては、国民全体に対する透明性が必要であり、算定に用いた数字に関しては一定の公開を考えていただきたい。公開することにより第三者による検証も可能であり、第三者による検証を行うことで、一定の納得感を得られる。

【その他】

⇒ その他、料金に係る規制等について検討すべき事項がないか等について、ご検討いただきたい。

種別	届出・認可 の別	料金が適合すべき条件（郵便法第67条）	
		料金の上限	その他
第一種郵便物 （封書等）	届出制	・25g以下の定形郵便物の料金の額が、軽量の信書の送達の役務が国民生活において果たしている役割の重要性、国民の負担能力、物価その他の事情を勘案して総務省令で定める額（※）を超えないものであること ※省令の制定改廃に当たっては審議会への諮問が必要。 ・郵便書簡の料金の額が定形郵便物の料金の額のうち最も低いものより低いものであること	・郵便事業の能率的な経営の下における適正な原価を償い、かつ、適正な利潤を含むものであること ・配達地により異なる額が定められていないこと（営業所において引受けを行うもので区分営業所間の運送を要しない郵便物の料金を除く） ・定率又は定額をもって明確に定められていること ・特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと
第二種郵便物 （葉書）		・通常葉書の料金の額が定形郵便物の料金の額のうち最も低いものより低いものであること	
特殊取扱等 （書留等）		-	（同上） ※一部の任意的特殊取扱を除く
第三種郵便物 （定期刊行物）	認可制 ※認可に当たっては 審議会への諮問が必要	・同一重量の第一種郵便物の料金の額より低いものであること	・配達地により異なる額が定められていないこと（営業所において引受けを行うもので区分営業所間の運送を要しない郵便物の料金を除く） ・定率又は定額をもって明確に定められていること ・特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと
第四種郵便物 （通信教育等）			

○鉄道事業法（昭和61年法律第92号）

（旅客の運賃及び料金）

第十六条 鉄道運送事業者は、旅客の運賃及び国土交通省令で定める旅客の料金（以下「旅客運賃等」という。）の上限を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 国土交通大臣は、前項の認可をしようとするときは、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを超えないものであるかどうかを審査して、これをしなければならない。

3 鉄道運送事業者は、第一項の認可を受けた旅客運賃等の上限の範囲内で旅客運賃等を定め、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

4～8 （略）

9 国土交通大臣は、第三項若しくは第四項の旅客運賃等又は前項の旅客の料金が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該鉄道運送事業者に対し、期限を定めてその旅客運賃等又は旅客の料金を変更すべきことを命ずることができる。

一 特定の旅客に対し不当な差別的取扱いをするものであるとき。

二 他の鉄道運送事業者との間に不当な競争を引き起こすおそれがあるものであるとき。

（事業改善の命令）

第二十三条 国土交通大臣は、鉄道事業者の事業について輸送の安全、利用者の利便その他公共の利益を阻害している事実があると認めるときは、鉄道事業者に対し、次に掲げる事項を命ずることができる。

一 旅客運賃等の上限若しくは旅客の料金（第十六条第一項及び第八項に規定するものを除く。）又は貨物の運賃若しくは料金を変更すること。

二～七 （略）

2・3 （略）

令和6年度（～2025.3）

令和7年度（2025.4～）

郵便料金政策委員会

郵政政策部会

2/21
(第8回)

3/18
(第9回)

パブコメ

夏頃

答申

- ・委員会から報告
- ・答申案取りまとめ

春頃

論点検討
(1)郵便料金に係る制度の在り方について

「報告書」の取りまとめ

残りの論点について検討

- ・(1)郵便料金に係る制度の在り方について（検討事項が残っていれば）
- ・(2)透明性・適正性のある郵便料金の算定の在り方
- ・(3)一般信書便役務に関する料金規制

→一連の論点について議論した後、報告書骨子案について議論することを想定